

沼津市放課後児童クラブ運営事業業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル参加要領

1 目的・趣旨

本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成及び保護者の子育てと仕事の両立支援を図ることを目的とする。

本業務では、放課後児童健全育成事業の運営業務を委託することにより、本市の立場に立って、本市が求める機能や諸条件等を的確に運営に反映し、円滑に業務を遂行させるとともに、利用者サービスの向上等、効率的かつ適正な運営を実施するものとする。

そのため、児童の健全育成を図りながら、児童クラブを継続的かつ安定的に運営できる能力を有する事業者を選定するべく、プロポーザル方式(※)により契約候補者を選定する。

この要領は、「沼津市放課後児童クラブ運営事業業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1) 業務名 沼津市放課後児童クラブ運営事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「沼津市放課後児童クラブ運営事業業務委託 公募仕様書」のとおり
- (3) 契約期間等
ア 契約期間 契約締結日から令和10年（2028年）3月31日まで
イ 準備期間 契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで
- (4) 契約金額 総額1,412,000,000円以内とし、各年度の上限額は次のとおりとする。
ア 令和7年度 461,000,000円
イ 令和8年度 472,000,000円
ウ 令和9年度 479,000,000円
※本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に該当するため、非課税として取り扱う。

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市市民福祉部こども未来創造課（〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内）

担当 長嶋、霞

電話 055-934-4842 FAX 055-934-0345

E-MAIL kosodate@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 平成27年度以降、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関し、地方公共団体の同種業務受託実績を有しない者

5 契約候補者選定スケジュール（予定）

| No | 内容 | 期間 |
|----|-----------------------------|------------------------------|
| 1 | 募集開始（市ホームページに掲載） | 令和6年6月3日（月） |
| 2 | 質問受付（電子メールにて） | 令和6年6月11日（火）17時まで |
| 3 | 質問回答（市ホームページに掲載） | 令和6年6月17日（月）17時まで |
| 4 | プロポーザル参加申込 | 令和6年6月24日（月）17時必着 |
| 5 | プロポーザル参加承認の通知 | 令和6年6月28日（金）17時までに 電子メールで |
| 6 | 企画提案書等の提出 | 令和6年7月10日（水）17時必着 |
| 7 | 第一次審査（書類選考：非公開） | 令和6年7月16日（火） |
| 8 | 第一次審査結果及び第二次審査当日案内の通知 | 令和6年7月19日（金）17時までに 電子メールで |
| 9 | 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング：非公開） | 令和6年8月2日（金） |
| 10 | 選定結果の通知 | 令和6年8月下旬 |
| 11 | 契約締結 | 令和6年10月上旬まで |
| 12 | 委託開始に向けての事前調整・準備 | 令和7年3月31日（月）まで |

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

質問の際には、送付件名に「【質問】沼津市放課後児童クラブ運営事業業務委託契約候補者選定に係るプロポーザルについて」と明記すること。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

※質問書の提出時には、必ず電話により着信確認を行うこと。

※質問内容は簡潔な文章とすること。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)(5)(6)(7)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式3)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書 1部(様式1)

(2) 同種業務実績表 1部(様式2)

- ・平成27年度以降に自治体(市区(特別区)町村)から受注し、かつ一年以上履行した同種業務の実績(最大5自治体分)を自治体毎に記入すること。なお、記入しきれない場合は、別紙(任意様式)に詳細(業務名称、業務期間、通算期間、業務内容、受託施設数(注:支援の単位数ではない)を記入し添付すること。
- ・契約内容と期間を確認できる契約書の写しを添付すること。

(3) 会社概要 1部(様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可)

(4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式4)

(5) 登記簿謄本等 1部(申込日から3か月以内に発行されたもの)

- ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写し
- ・個人事業者の場合は、代表者身分証明書の写し

(6) 財務諸表(直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」)

(7) 納税証明書(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出)
(市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出)

①市税納税証明書

- ・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)
- ・個人事業者の場合は市県民税納税証明書(最新のもの)

- ②固定資産税納税証明書（最新のもの）
- ③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

8 プロポーザルへの参加承認の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時まで「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ①企画提案書提出届（様式5）
- ②企画提案書（様式自由）
- ③工程表（様式6）
- ④実施体制調書（様式7）
- ⑤見積書（様式自由、押印不要）

(2) 企画提案書等作成上の注意事項

- ①企画提案書については、クラブごとに人員の配置体制を明記するとともに、別表に掲げる評価項目毎に提案内容を明記すること。
- ②「(1) 提出書類」のうち、②～⑤については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- ③「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成すること。このうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを7部提出すること。
- ④各ページに通し番号を振ること。
- ⑤企画提案書については、15枚（30ページ）以内で作成すること。
- ⑥仕様書の内容を踏まえた上で、よりよい業務運営となるよう、参加者それぞれのノウハウを活用して、積極的な提案内容にすること。
- ⑦見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ⑧見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑨提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切

認めない。

10 審査方法等

(1) 第一次審査（書類選考：非公開）

①審査方法

(ア) 応募者から提出された参加申込書等をもとに参加資格を確認する。

(イ) 応募者が5者を超えた場合、応募者が提出した参加申込書等について以下のとおり書類審査を実施し、点数の高い5者を第二次審査に参加できる者として選定する。

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|-------|--|----|
| 事業実績 | ・ 同種業務の実績は十分なものか ・ 本市と同規模以上の施設数（1自治体当たり）の運営実績はあるか | 10 |
| 実施体制 | ・ 事業を円滑に進められる実施体制となっているか | 5 |
| 企画提案書 | ・ 見やすくわかりやすい資料となっているか | 5 |

(ウ) 応募者が5者に満たない場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。

②第一次審査の結果

第一次審査の結果は、令和6年7月19日（金）を期限とし、参加申込者に電子メールにて通知する。

③その他

提出書類は、第一次審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
また、提出された参加申込書等は返却しない。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング：非公開）

提出された企画提案書等に基づき、次のとおり実施する。

①開催日：令和6年8月2日（金）

※第一次審査結果の通知で時間と場所は指定する。

②場 所：沼津市役所内会議室（予定）

③実施方法

(ア) プレゼンテーション（20分以内）及びヒアリング（15分程度）を実施する。

(イ) 説明資料は、提出された企画提案書に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の提出は認めない。

(ウ) プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。

また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。

なお、プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

(エ) 受託者になった場合の、本業務の責任者となる予定の者を出席させること。

11 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、沼津市放課後児童クラブ運営事業業務委託 契約候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。

ただし、合計点数の平均点数が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

なお、合計点数の平均点数が最も高い者が同点で2人以上ある場合は、同点の者を比較して、「提案内容の的確性」の評価の高い順に順位をつけるものとする。その結果で選考できない場合、「支援員等の雇用に対する待遇、資質向上」「学校、保護者、地域等との連携」「事業実績」の順で順位付けするものとする。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

(3) その他

その他、不測の事態が生じた場合は、選定委員会の判断により協議の上決定する。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

13 参加者の失格について

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 第二次審査の指定時間に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき
なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

15 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、すみやかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、市の承認を得ること。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表「評価項目」

※配点は選定委員 1 名あたり

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|--------------------|---|-----|
| 業務の基本的な考え方・方針 | <ul style="list-style-type: none"> 児童クラブ運営に対する基本的な考え方が、本業務の趣旨をよく理解しているものとなっているか | 5 |
| 提案内容の的確性 | <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業運営における安定的なサービスの提供に関する実施方針 利用者が安心安全に利用できる、具体的なサービス向上のための取組み 支援員等の配置計画 法令順守の考え方 | 30 |
| 支援員等の雇用に対する待遇、資質向上 | <ul style="list-style-type: none"> 支援員等の安定的な確保及び選考方法 支援員等の指導及び研修体制 支援員等の給与及び福利厚生 支援員等の負担軽減の取組み | 15 |
| 危機管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の対応、予防の体制、苦情処理 災害等への対応 個人情報の保護及び職務上知りえた秘密の漏洩防止に関する考え方 | 10 |
| 学校、保護者、地域等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 保護者との連携の取組み 学校、地域との連携の取組み | 15 |
| 事業実績 | <ul style="list-style-type: none"> 同種業務の実績は十分なものか 本市と同規模以上の施設数（1自治体当たり）の運営実績はあるか | 10 |
| 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> 事業を円滑に進められる実施体制 準備期間（契約締結後から委託業務開始まで）の流れ 児童クラブ及び支援員等に対する巡回等の取組み | 10 |
| 見積価格 | <ul style="list-style-type: none"> 見積価格が提案内容に対して適当か | 5 |
| 合計 | | 100 |

ただし、合計点数の平均点数が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。